



データから見る 日本の特許異議申立制度 の現状



[知財情報戦略室]
弁理士 山口和弘

1 はじめに

2015年4月1日に施行された特許異議申立制度の申立件数は、特許庁の速報値⁽¹⁾によれば、2017年4月末までに累計で2,000件(申立単位)を超えています。特許庁は処理状況に関するデータも公表しており、2017年3月末までに申立てがされた事件については約52.5%が最終処分に至っていることがわかっています⁽²⁾。

本誌及び弊社ウェブサイトでは、これまでも制度の概要⁽³⁾や利用状況⁽⁴⁾を紹介してきましたが、本稿では、主に利用状況のアップデートとして、特許庁等の資料を参照しつつ、特許異議申立制度の現状を分析します。

2 特許異議申立及び特許無効審判の利用状況

図1及び表1は、特許庁の速報値⁽¹⁾及び年次報告書⁽⁵⁾のデータを基にして、特許異議申立及び特許無効審判の両制度の利用状況をまとめたものです。表1では、2003年に廃止された旧異議申立制度下での申立件数も示しています。

ここ数年、特許無効審判の請求件数は旧特許異議申立制度と並存していた頃よりも少なくなりましたが、特許異議申立制度が復活した2015年4月以降、特許無効審判の請求件数は月20件未満で推移するようになり、2016年は200件を大幅に割り込み、2015年の約6割にあたる140件まで減少しました。

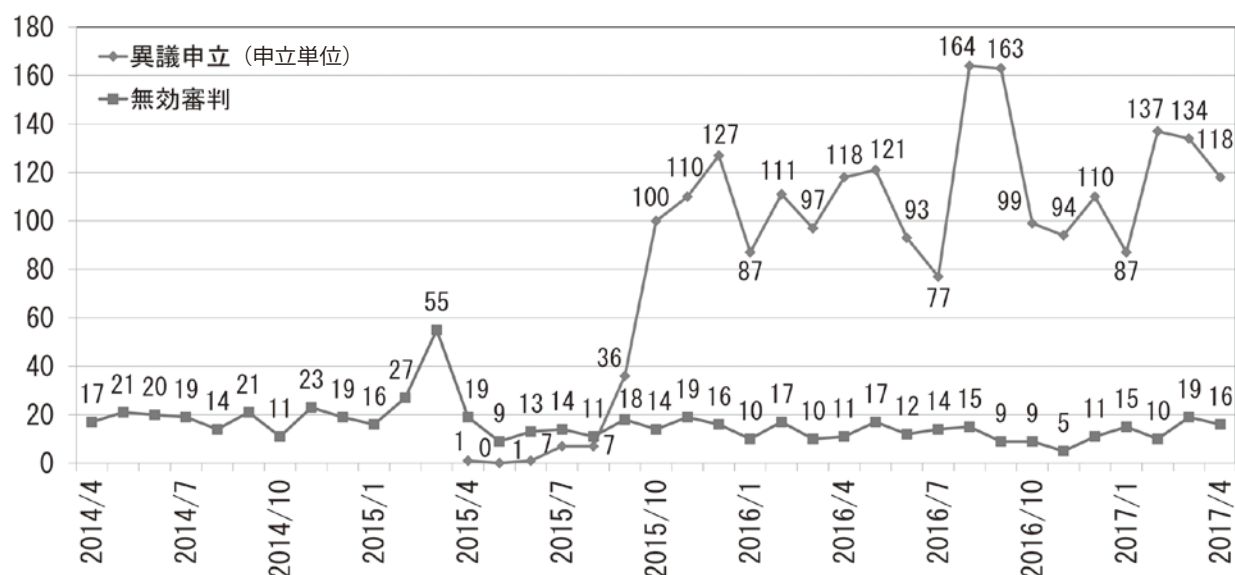
《表1：特許異議申立及び特許無効審判等の年別件数推移》

	異議申立	無効審判	登録
2001	3,536 (4,306)	283	121,742
2002	3,150 (3,850)	260	120,018
2003	3,896 (4,765)	254	122,511
2004	—	358	124,192
2005	—	343	122,944
2006	—	273	141,399

2012	—	217	247,791
2013	—	247	277,079
2014	—	215	227,142
2015	364 (389)	231	189,358
2016	1,214 (1,334)	140	203,087

※異議申立の()外の数字は権利単位、()内の数字は申立単位

《図1：特許異議申立及び特許無効審判の月別件数推移(2014年4月～2017年4月)》



《表2：サンプル調査対象特許の内訳》

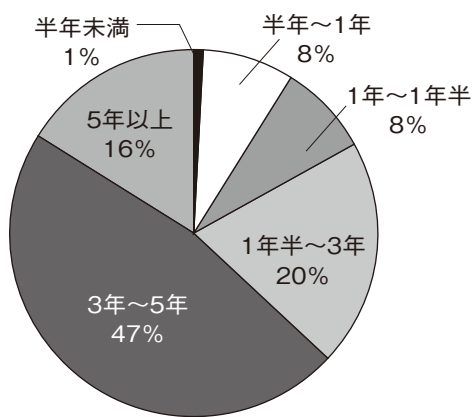
	件数	構成比
異議の決定あり (内、確定登録通知あり)	581 (564)	91.6% (89.0%)
取下げ	3	0.5%
審理中	50	7.9%
合計	634	100%

《表3：サンプル調査対象特許の特記事項》

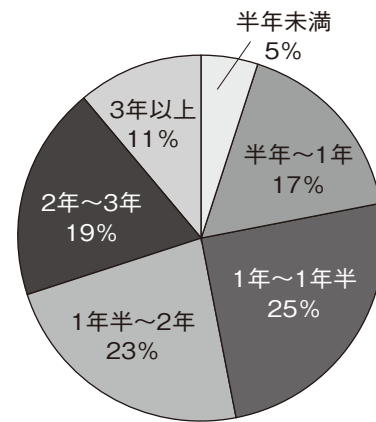
	件数	全体比
早期審査対象	151	23.8%
分割出願	125	19.7%
拒絶査定不服審判あり	103	16.2%
異議申立係属中の無効審判請求	1	0.2%
異議申立前の訂正審判請求	1	0.2%

※全体比は、調査対象 634 件に対する割合

《図2：現実の出願日から登録公報発行日まで》



《図3：審査請求日から登録公報発行日まで》



また、特許異議申立制度は旧制度と比べると利用が活発とは言えず、表1に示すように、2016年は旧制度の最終年である2003年と比べて登録件数は66%増加しているながらも、権利単位及び申立単位のいずれで見ても申立件数は3割程度に留まっています。

3 異議の申立てがされる特許の傾向

以前の実施分⁽⁴⁾のアップデートとして、下記に該当する特許の経過情報について分析を行いました。

- ・サンプル調査対象：
異議申立日が2015年4月1日から2016年3月31日までの特許634件（権利単位）
- ・使用データベース：
NRIサイバーパテントデスク2
(経過情報ダウンロード日：2017年5月30日)

前回の分析(ダウンロード日：2016年10月20日)からは7か月が経過しており、異議の決定があった事件は当時の約6割から9割以上(表2参照)にまで増え、審理が進んだことがわかります。

今回は、異議の申立てがされる特許の傾向についても分析を行い、表3及び図2～3に示す結果が得られました。

表3において特に注目すべきは、「早期審査対象」であった特許が23.8%という高い割合を占めている点です。調査対象の期間とはずれがありますが、2015年における早期審査の申出件数(「早期審査に関する事情説明書」が提出された件数)は17,511件であり、同年の審査請求件数全体の241,412件に対しては7.3%に過ぎません⁽⁵⁾。審査請求から遅れて早期審査の申出をする場合等の影響を考慮しても、この点は顕著な傾向と考えられます。

その他、「分割出願」と「拒絶査定不服審判あり」の割合が高い点も、異議の申立てがされる特許の傾向となっている可能性があります。

さらに、図2～3からわかるように、早期登録の特許が一定の割合で存在しており、気になる特許をウォッチングする重要性を示しています。

なお、特許掲載公報発行の日から申立日(複数の場合は最先)までの平均日数は169日で、期間満了(6か月以内)の直前での申立が多くなっています。

《表4：サンプル調査対象特許の異議申立人の内訳》

	人数	構成比
個人	488	70.1%
株式会社	129	18.5%
特許業務法人	48	6.9%
その他	31	4.5%
合計(延べ人数)	696	100%

※「個人」は、弁理士の場合を含む

※「その他」には、有限会社、外国法人等を含む

※「株式会社」は、異議申立人氏名に株式会社が含まれる場合をカウント

《表5：サンプル調査対象特許における異議申立人の数》

	件数	構成比
1人	586	92.4%
2人	38	6.0%
3人以上	10	1.6%
合計	634	100%

《表6：サンプル調査対象特許に対する特許異議の申立ての審理状況及び審理結果(件数)》

	小計	取消理由通知あり	訂正請求あり	決定後の出訴	申立後の無効審判
・異議の決定及び確定登録通知あり(小計564件)					
維持	509	324	267	- (2)	5
取消	38	38	12	0	0
一部取消	13	13	10	0	0
申立却下	4	4	4	-	0
・異議の決定あり、確定登録通知前 ※【内訳】維持(訂正請求あり): 1件、取消: 10件、一部取消: 6件					
	17	17	14	6	0
・取下げ	3	0	0	-	-
・審理中	50	50	48	-	1
合計	634	446	355	8	6

※「異議の決定及び確定登録通知あり」の維持における「決定後の出訴」2件は無効審判の審判に関するもの

※「異議の決定及び確定登録通知あり」の維持における「申立後の無効審判」5件の内、2件では無効審判中の訂正あり

※「審理中」には、異議申立係属中の無効審判請求により中止通知があった1件を含む

(無効審判中の訂正請求は表中でカウントせず)

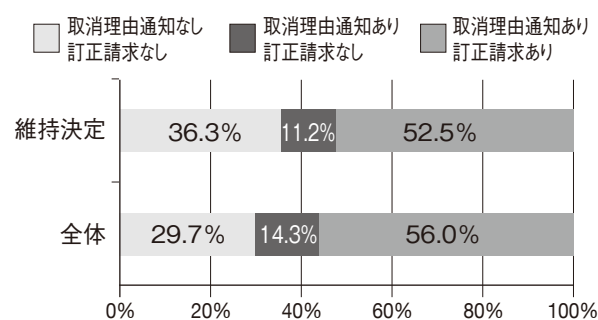
また、個人及び特許業務法人による申立が全体の3/4以上を占め、いわゆるダミーの申立人が多いことがわかります(表4参照)。一方、複数人による申立は少ないようです(表5参照)。

4 最終処分傾向

出典(2)によれば、2015(平成27)年に申立てがされた364件のうち、取消決定(一部取消を含む)が41件、維持決定(却下を含む)が298件で、取消決定の割合(=取消決定/(取消決定+維持決定))は12.1%となっています。なお、23件は審理中です。

一方、出典(5)の2017年版「1-1-127図 2016年審理結果の概要」によれば、異議申立ての審理結果は、取消決定(一部取消を含む)が55件、維持決定(却下を含む)が645件であり、同取消決定の割合は7.9%

《図4：取消理由通知及び訂正請求》



※維持決定は、確定登録通知があった509件が対象
全体は、サンプル調査対象特許全件の634件が対象

となります。

表6に示す本サンプル調査の結果では、同取消決定の割合は11.5%(確定登録通知前の17件を含む)であり、出典(2)に近い結果となっています。

《表7：審理結果の日米欧比較(件数及び構成比)》

	日 本			米 国	欧 州
	異議申立 (本サンプル調査)	無効審判 (2016年)	旧異議申立 (2003年)	当事者系レビュー (2017年3月末迄の累計)	異議申立 (2016年)
特許維持・請求不成立 (訂正なし)	242 (41.4%)	125 (56.0%) ※含却下	671 (22.0%)	1,617 (35.4%)	1,313 (32%)
特許維持・請求不成立 (訂正あり)	268 (45.9%)		1,186 (38.8%)		1,641 (40%)
特許取消・請求成立 (全部又は一部)	67 (11.5%)	56 (25.1%)	1,136 (37.2%)	1,277 (28.0%)	1,148 (28%)
却下、取下げ・ 取下げ、放棄等	7 (1.2%)	42 (18.8%)	62 (2.0%)	1,669 (36.6%)	—

※日本の異議申立(本サンプル調査)は、異議の決定あり581件及び取下げ3件の合計584件の内訳

※却下、取下げは、日本の異議申立についてのみ適用 ※欧州の件数は、決定件数全体からの推定

※米国の特許維持・請求不成立は、却下による審理不開始(1,317件)と審理開始後の全クレーム維持(300件)の合計

※米国の取下げ、放棄等は和解を含み、却下以外の審理不開始(840件)と審理開始後の終了(829件)の合計

《表8：サンプル調査対象特許の審理期間(日数)》

	最小	最大	平均
維持(取消理由通知なし) ：185件	57	330	109
維持(取消理由通知あり) ：324件	118	533	283
全部取消又は一部取消 (訂正請求なし)：29件	187	441	260
全部取消又は一部取消 (訂正請求あり)：22件	271	567	400
申立却下(訂正請求あり) ：4件	174	217	200
全体： 564件	57	567	229

※申立日から確定日まで(全部又は一部取消の場合、出訴期間の分だけ日数が増える)

出典によって取消決定の割合に違いが見受けられる原因は、出典(2)で説明があるように、取消理由を通知することなく、先行して維持決定された件が2016年の時点では多かったためと考えられます。これは、表8の平均審理期間において、取消理由通知なしでの維持は平均109日であるのに対し、取消理由通知ありでの維持は倍以上の平均283日であることから裏付けることができます。

また、現行の特許異議申立制度では、日本の旧制度や欧米の制度と比べて、訂正後の維持が多いことがわかります(図4及び表7参照)。

5 おわりに

現状では特許権者に有利にも見える特許異議申立制度ですが、図4等からわかるように訂正請求の多さは特筆されるべき点です。また、審理中の案件では取消決定が多くなる可能性もあります。今回紹介した傾向が、効果的な活用の参考となれば幸いです。

【出典】 ※いずれもウェブサイトより入手可能

- (1) 日本特許庁「特許出願等統計速報」(平成29年4月分等)
- (2) 日本特許庁「特許異議の申立ての状況、手続の留意点について」(2017年4月更新)
- (3) 例えば、本誌vol. 76「日米欧中韓における特許付与後手続の基礎知識」(2016年4月)
- (4) 例えば、弊所ウェブサイト・知財トピックス「特許異議申立制度の利用状況に関する分析(2016年秋版：その1～3)」(2016年9～12月)
- (5) 日本特許庁「特許行政年次報告書」(2017年版等)
- (6) 産業構造審議会知的財産分科会「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」(2013年9月)
- (7) 米国特許商標庁「AIA Trial Statistics: Patent Trial and Appeal Board Statistics 3/31/2017」(2017年3月)
- (8) 欧州特許庁「Annual Report 2016 -Searches, examination, oppositions」(2017年3月)

※この記事に関するお問い合わせ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp